

「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料」
に関する各委員からの意見

記

○岡本委員	1 ページ
○小栗委員	3 ページ
○籠橋委員	5 ページ
○吉田委員	7 ページ

「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料」に関する意見

委員名 岡本 秀範

本旨・結論

「地域生物多様性増進活動促進法案」(2025年度の施行見込み)と重要湿地などについて

このほど環境省は管理されずに劣化した荒廃地の自然を回復させる民間の取り組みを国が認定する制度を新たに導入する方針を固めた。⁽¹⁾企業、NPOなど民間事業者が生態系保全に取り組む「自然共生サイト」も同時に国の認定制度として位置づける方針とされる。これまで荒廃地は同サイトの対象外で、自然再生に向けた取り組みを促進する制度がなかったが、損なわれた生態系を再生させる民間の取り組みを新たに国が認定することとなる。この画期的な制度は、生物多様性の国際目標「昆明・モントリオール目標」が目指す30by30目標(2030年までに陸域と海域の面積のそれぞれ30%以上を保全する目標)に基づいている。劣化した生態系の30%以上の再生も目指されているからだ。

これまでの当審議会の議論で重要湿地(美佐野ハナノキ湿地群)内のゴルフ場開発の盛土跡などが議論になったが、候補地A,Bともに希少野生動植物が生息する重要なエリアであることが第5回で確認された。上述のように環境省は荒廃地までも自然の再生を図ろうとしており、その姿勢に30by30目標達成へのなみなみならない熱意を感じざるを得ない。重要湿地は保全に向けた積極的な議論や協議が当然求められよう。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

注)

(1) 荒地の自然再生 国認定 環境省導入へ 民間活動後押し
毎日新聞 2024年(令和6年)1月30日

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。

※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示してください。

_資料① 全 枚
資料② 全 枚
資料③ 全 枚

算命令

香港の高等法院(高裁)が29日、経営再建中の中国不動産大手、中国恒大集団に清算命令を出した。同社の2023年6月時点の負債総額は2兆3882億元(約50兆円)。今後は裁判所が選ぶ債権人のもとで債務を整理する手続きなどが進められる見通しだが、同社は不動産事業の大部分を中国で展開している。実際に清算手続きが進むのかは中国当局の判断次第で、どこまでスムーズに進むかは見通せない。

「審理は一年半続いたが、いまだに具体的な再建案が提出できていない。もう十分だ」といつか来た。香港メディアによると同日午前、香港高裁の裁判官は法廷で「

手続き進展不透明

長期化なら経済リスク拡大

恒大は経営危機は力強さを欠く中国経済をさらに悪化させかねない。清算決定により、消費者の購入意欲がさらに減退する可能性も指摘されている。

「審理は一年半続いたが、いまだに具体的な再建案が提出できていない。もう十分だ」といつか来た。香港メディアによると同日午前、香港高裁の裁判官は法廷で「

恒大は土地を担保に金融機関

荒廃地の自然再生国認定

環境省導入へ民間活動後押し

環境省は、管理されずに導入する方針を固めた。進歩化した荒廃地の自然を回復させる民間の取り組みを0.5年度度(2024年度)の施行を目指して、認定する制度を新たに設ける。認定された活動に寄付する。民間による自然再生

を後押しする狙いがある。企業やNPOなど民間事業者の取り組みを豊かに自然が守られている土地を「自然共生サイト」として国が認定する制度は昨年4月に始まり、既に122カ所が認定されている。しかし、本来の生態系が損なわれた耕作放棄地や空き地などの荒廃地は対象外で、自然再生に向けた取り組みを

促進する制度がなかった。複数の政府関係者によると、認定された事業者の取り組みを豊かに自然が守られている土地を「自然共生サイト」として国が認定する制度は昨年4月に始まり、既に122カ所が認定されている。しかし、本来の生態系が損なわれた耕作放棄地や空き地などの荒廃地は対象外で、自然再生に向けた取り組みを

認定された活動に寄付する。民間による自然再生

あれから7年になる。2023年1月、大谷入学共通テストの会場だった東京大(東京都文京区)近くで起きた事件は衝撃的だった。

弱者」が「弱者」を

火論

の車内で放火したり乗客をナイフで刺したりした。この時最初に殺されたのは70代の男性だった。その2カ月後にも、当時36歳の男性が小田原線の車内でサラヤ油をまいて火をつけようとしたり乗客を無差別に刺傷したりしてはいる。この時に最初に刺されたのは20代の女性だった。

法務省・法務総合研究所が09年から10年までに裁判が確定し刑事施設に入所した無差別殺傷事件の加害者2人の犯罪を分析した報告書「無差別殺傷事件に関する研究(13年)」によると、そもそも無差別殺傷事件と放火事件には類似性があるように見えた。

して重大な結果を引き起こされるものであって弱者の犯罪と呼ばれることもある。一方で無差別殺傷事件の加害者は、近年は「無敵の人」などと呼ばれる。報告書によれば、「交友関係、就労状況、生計状況、教育程度、交友関係、交友関係、交友関係のいずれも乏しい者、無職の者、収入のない者が目立ち、社会的弱者である一面が強くみられる」という。

また、約4人に1人は9歳以下の子で、約5人に1人は90歳以上だった。報告書は「自分より弱者と知り、弱者を被害者として選んだ者か」と指摘する。弱者と知るところで抑止力になるだろうか。人生を降りようとしている人たちが引き留めるものがあるとすれば、それは誰かとの絆ではないだろうか。社会的弱者を孤立・孤独から守る支援は、社会の安全を守ることもできる。

津村記

誰かに親切に 人生は長

水車

3位

キパス! 2024 第3位

紀伊國屋書店スタッフが全力でおすすめるベスト30

思いやりの体とともく、久しぶりにと思えた作

ネネによつて姉妹に誘われ

和宏 2冊同時刊行!

高年齢者切り

いつまで騙

この国で私

水車

3位

キパス! 2024 第3位

紀伊國屋書店スタッフが全力でおすすめるベスト30

思いやりの体とともく、久しぶりにと思えた作

ネネによつて姉妹に誘われ

提出日 令和 6 年 2 月 3 日

「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料」に関する意見

委員名 小栗 幸弘

本旨・結論

1. 第4回審議会において「盛土の安全性は一定程度認める」としましたが、「高盛土委員会の審議結果」はボーリング調査で地質を確認し、「林地開発許可審査の手引き」に従い盛土すれば、安全基準を満たしているので、「ひとまず安全」というもので、永久に盛土の安全を保証するものではないのではないのでしょうか？ 地元が欲しいのは「永久に崩れません」という盛土(保証)です。

今後予想される巨大地震、豪雨を何十回と繰り返しても、安全といえるのでしょうか？

くどいようですが「全てが安全基準を上回る」という結果は、工事完了直後の保証で、数百年後花崗岩が真砂土と化し、重機で踏み固めた地盤は時を経れば緩んできますので、先のことは判らないのではないのでしょうか？

また遠い将来花崗岩が風化して「真砂土」と化し、豪雨のたびに可児川へ崩れ落ち、可児川の川底が嵩上げされる心配がぬぐえません。

私が子供のころは、夏には烏帽子橋付近(鬼岩)で水泳をしたり、岩から川に飛び込んだりして遊んでいましたが、今では豪雨のたびに呂久沢から大量の土砂(真砂土)が流れ込み、川底が土砂で埋まり、泳ぐことが出来なくなりました。

遠い将来トンネル残土が風化し、花崗岩は真砂土となって可児川を埋め尽くすようなことが無いよう「コンクリート壁(土留め壁)」を設置することを検討してください。そうして頂ければ少しは安心できます。

可児川沿いに住む住民にとって、未永く安心して暮らせる保証が必要です。

Cf.しかし何といても「トンネル残土置き場にしないこと」が第一です。

提出日 令和 6 年 2 月 4 日

「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料」に関する意見

委員名 籠橋まゆみ

本旨・結論

- ・第 3 回の現地視察については、全体のほんの一部のみの見学となり、偏った見解をもたれた委員がおられたと感じました。地元の方、自然保護団体の方、あるいはアドバイザーなどの方に全体像をパワーポイント等で解説いただき、現地情報の共有をすべきと考えます。
- ・第 4 回会議録における文面の大幅カット、資料の黒塗り部分などは、公開で行われた会議であるため不必要と考え抗議いたします。
- ・第 5 回審議会で佐賀委員が辞任されたと説明がありました。佐賀委員は 13 名の公募者の中から高得点で当選された委員ですので、次点の方が委員に任命されるべきだと思います。または前例にならい佐賀さんのご推薦の方は入れないのですか？
- ・第 5 回重要湿地と希少種の保全について「ハナノキ」の専門家である佐伯先生に膨大な質問を送り、短い時間で、丁寧な返答をいただきました。これに対する議論が尽くされていないと感じ、今一度議論に挙げ問題点の共有をすべきと思います。
- ・第 5 回審議会において、杉本委員から「JR の資料と籠橋資料のハナノキの本数が違う。籠橋資料が間違っているかも知れない」とご指摘がありましたので、現地確認を求めます。
- ・希少種保全、湿地保全に対する JR の見解は、フォーラム説明と同じで有り、フォーラム時の委員の先生のご指摘が反映されていなかったこと(例:木道の整備の是非は別の議論が必要)は遺憾に思います。
- ・植物については、移植、播種より以前に「標本採集」を行うことが必要です。標本として後世に残すことが開発で消滅させる人間の役割と思います。
- ・希少種保全については、JR 主導の感が否めません。御嵩町として保全に対し、どのような対応をお考えなのかお示しいただきたいと思います。
- ・「JR 東海は条例を守る事業主さんですか？」との質問のお答えをいただいでください。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.

2.

3.

4.

意見を裏付ける資料 ※意見の根拠として引用・明示した資料のみとしてください。
※どの意見を裏付ける資料なのか、上記コメント中及び資料に分かるよう明示
してください。

資料① 全 枚
資料② 全 枚
資料③ 全 枚

「これまでの審議テーマに関する追加意見や追加資料」に関する意見

委員名 吉田 泰規

本旨・結論

盛土を認めた場合

- 1 小中規模災害があり、補修が必要となった場合の重機・車両進入路など維持管理のことも考慮していただく必要がある。また、死角があったり、点検者が面倒と思うようなことがない点検通路の整備が必要。
- 2 誤って盛土内に重金属が混入していることが発覚した場合は、どのような対応をするのか、現時点で検討している方法を示していただいた方がいい。
- 3 JR 東海さんの委員会のメンバーに岐阜県建設発生土処理対策調査委員会の方を 1 名でもいいので選出していただきたい。岐阜県のルールである岩質変化点等での溶出量検査などを取り入れていただきたい。

意見の根拠、理由など ※適宜、行を追加するか、用紙をコピーしてご利用ください。

1.
 - 新設工事というのは、工事目的物を作り上げることが最大の目標であり、のちのちの補修や維持管理についてはあまり考えられずに設計されているものが多い。
 - 盛土崩落については、有識者の評価も受けているため議論することはないが、盛土のり面の肌落ちや洗堀などの盛土構造を脅かさない規模の損傷は発生する可能性は十分ある。
 - そうした場合にどのように重機を搬入するのかなどが当初設計から検討されておかなければならない。搬入路を新たに設けなければならぬ場合に新たに湿地帯を破壊することになったり、リニア建設に好意的でない方の土地を通過しなければならず、復旧に時間がかかることが予想される設計であれば、再検討していただく必要がある。
 - 通水断面が確保されている排水溝も勾配がゆるく土砂や落ち葉がたまっていたら溢水する可能性がため、そのような恐れのある場所は、清掃や点検がしやすい構造としておくなどの配慮が必要である。
 - 盛土の異変がないかを確実に確認できるように、全面的な点検通路の整備は必要である。

2.

- 盛土からの排水等から有害物質が検出された場合、最終判断は実際に事象が生じた場合に重金属の委員会を開催して決定されることは承知するが、現時点でどのような考えであるかは示していただいた方がよいと考えています。
- 土対法の汚染の除去で示されているのは、原位置封じ込めや遮水工封じ込めなどの封じ込め系、掘削除去や原位置浄化などがありますが、封じ込め系の対策はまた議論となるので掘削除去と明言いただければ町民も安心すると考えます。
- 調査方法は、10m四方か、30m四方に1か所調査して、汚染されていればその区画を除去かと考えています。

3.

- 重金属の溶出量検査の頻度は1500m³に1回等J R東海さんの案で異論はないが、岩質の変化点や破碎帯が出現した場合は、その部位の試料で検査を行うこと。初めから2mm以下の試料を優先的に検査するようお願いしたい。
- J R東海さんの重金属の委員会には、岐阜県のルールや事例、地盤に詳しい岐阜県建設発生土処理対策調査委員会のメンバーも選出いただきたい。